

みんなでささえる 国保会計



～ 国民健康保険と後期高齢者医療保険の違いについて～

「後期高齢者医療保険」は、平成20年4月から開始された制度です。「国民健康保険」と同じ医療保険ですが、仕組みが異なります。制度の主な違いについて以下の表で説明します。

【制度の主な違い】

	国民健康保険	後期高齢者医療保険
被保険者	・ 75歳未満でほかの健康保険に加入されていない方	・ 75歳以上の方 ・ 65歳以上75歳未満で、障害認定の申請により加入した方
保険証の期限	4月1日～翌年3月31日	8月1日～翌年7月31日
保険料 ※国保は保険税	平等割＋均等割＋所得割＋資産割を世帯単位で計算し、世帯主に課税されます。	被保険者個人ごとに、均等割＋所得割を計算します。
保険料の納め方	<p>特別徴収（年金天引き） 以下の条件が揃っている世帯主が対象です。 ・ 世帯の国保加入者が全員65歳以上 ・ 年金が年18万円以上 ・ 特別徴収されている介護保険料と国保税が年金の1/2を超えない場合</p> <p>普通徴収（年金天引きとならない場合） ①金融機関などの窓口で納付 ②口座振替</p>	<p>特別徴収（年金天引き） 年金が年18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料が年金の1/2を超えない方が対象です。</p> <p>普通徴収（年金天引きとならない場合） ①金融機関などの窓口で納付 ②口座振替 ※1</p>
手続き	<p>加入 ・ ほかの市町村から転入した時 ・ ほかの健康保険が切れた時 ・ 出生した時 ・ 生活保護を受けなくなった時</p> <p>脱退 ・ ほかの市町村へ転出した時 ・ ほかの健康保険に加入した時 ・ 生活保護を受け始めた時</p>	<p>75歳の誕生日から自動的に被保険者になり、届出は不要です。※1</p> <p>手続きが必要な時 ・ ほかの市町村から転入した時 ・ ほかの市町村へ転出した時 ・ 生活保護を受け始めた時 ・ 生活保護を受けなくなった時 ・ 75歳未満で障害認定による加入を希望する時</p>
自己負担額	年齢や所得に応じて2割または3割 ※2	所得に応じて1割または3割
限度額認定証の期限	8月1日～翌年7月31日 年ごとに申請が必要です。	8月1日～翌年7月31日 年ごとの申請が省略される場合があります。

※1 国民健康保険の時に口座振替をしていますが、後期高齢者医療保険に加入後は再度の口座振替の手続きが必要です。

※2 70歳以上75歳未満は、同じ年齢でも所得や収入に応じて負担割合が異なります。

このほかにも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112